

## ご契約者の皆さまへ

この特約集は、団体扱または集団扱のご契約にセットされる特約を記載したものです。

必ずご一読いただきますようお願い申し上げます。

なお、記載内容にご不明な点やお気づきの点がございましたら、何なりとご契約の代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

# 団体扱・集団扱特約集

---

タフ・住まいの保険・地震保険用  
(家庭総合保険)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

**MS&AD** INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL: 03-5424-0101 (大代表)

<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>



## 1. 特約の種類と適用される場合

ご契約に適用される特約の掲載ページにつきましては、下記をご参照ください。

なお、適用される特約は、保険証券表面の「保険料払込方法」欄に表示されている場合と、保険証券に表示されていない場合がございます。

<保険証券表面（ご住所・ご氏名の記載がある面）の「保険料払込方法」欄に表示されている特約>

表示欄	表示内容	適用される特約名	ページ
保険料 払込方法	団体扱（一般A）	団体扱保険料分割払特約（一般A）	4
	団体扱（一般B）	団体扱保険料分割払特約（一般B）	6
	団体扱（口座振替）	団体扱保険料分割払特約（口座振替方式）	8
	団体扱（一般C）	団体扱保険料分割払特約（一般C）	11
	団体扱（官公署）	団体扱保険料分割払特約	13
	団体扱（退職者用）	団体扱保険料分割払特約（退職者）	15
	集団扱	集団扱保険料分割払特約	17

<保険証券に表示されていない特約>

下記の特約は保険証券に表示されていませんが、ご契約条件により適用されます。

お客さまのご契約条件をご確認いただき、適用される特約をご参照ください。

ご契約条件	適用される特約名	ページ
保険証券の「保険料払込方法」欄に「団体扱（一般A）」、「団体扱（一般B）」、「団体扱（口座振替）」、「団体扱（一般C）」、「団体扱（官公署）」、「団体扱（退職者用）」のいずれかの表示があり、かつ、ご契約内容の変更時に、弊社所定の連絡先に変更内容を直接ご連絡いただくことにより、追加保険料を集金者経由で払い込みいただく場合	団体扱の追加保険料等に関する特約	19
保険証券の「保険料払込方法」欄に「集団扱」の表示があり、かつ、ご契約内容の変更時に、弊社所定の連絡先に変更内容を直接ご連絡いただくことにより、追加保険料を集団経由で払い込みいただく場合	集団扱の追加保険料等に関する特約	22


### ●特約において使用されている用語のご説明について


これらの用語については、条文中、**青字**で表示しております。

それぞれの用語の説明は、「普通保険約款・特約集（家庭総合保険・地震保険）」の中の、普通保険約款の冒頭にあります<この保険約款全般に共通する用語のご説明—共通定義>および各特約の冒頭にあります<用語のご説明—定義>をご参照ください。

## 2. 団体扱・集団扱特約をセットできる条件について

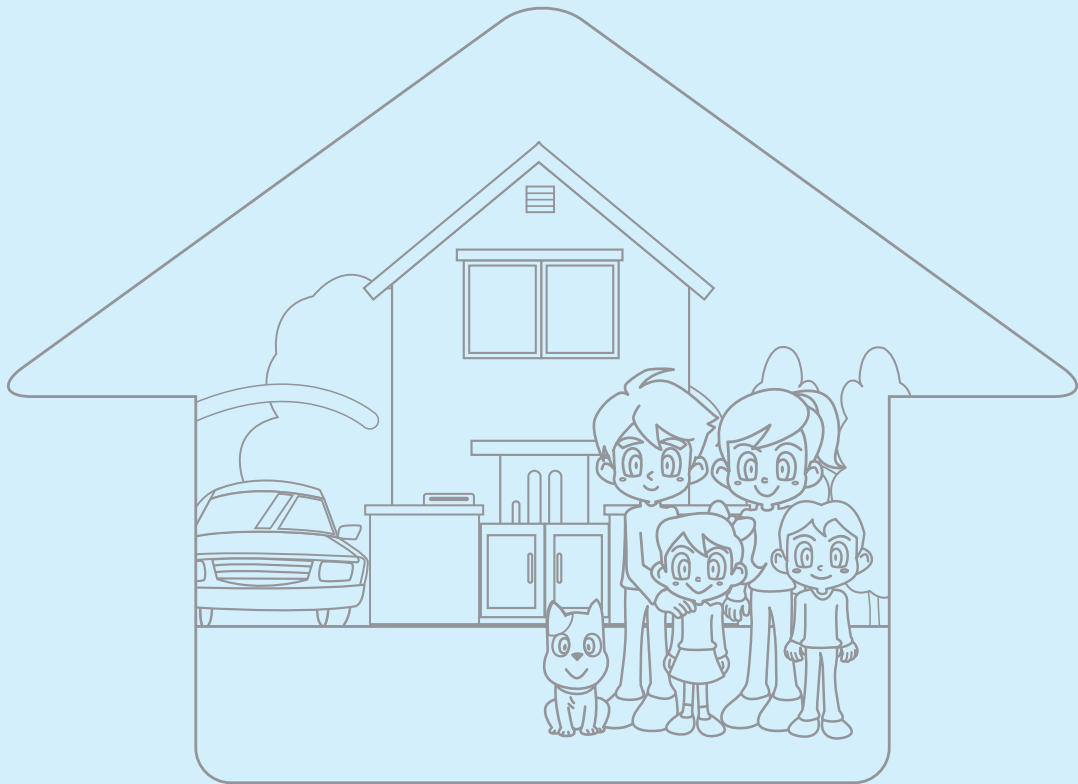
団体扱保険料分割払特約または集団扱保険料分割払特約をセットしてご契約いただけるのは、ご契約者・被保険者（補償の対象となる方）が下表のいずれかの方に該当する場合に限りませうのでご注意ください。

団体扱の場合		
	ご加入条件 (対象となる方)	 団体扱の対象と ならない方の例
ご契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職された方  など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 団体から給与の支払いを受けていない方（ご家族、他団体からの出向者、派遣の方など）</li> <li>○ 団体に勤務していない方（ご家族、取引業者、下請業者など）</li> <li>○ 団体に引き続き雇用される期間が1年未満の方（アルバイト・臨時雇の方など）</li> <li>○ 【団体の制度で退職者が対象となっていない場合】 団体を退職された方など</li> </ul>
被保険者 (補償の対象となる方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご契約者</li> <li>○ ご契約者の配偶者</li> <li>○ ご契約者または配偶者の同居の親族</li> <li>○ ご契約者または配偶者の別居の扶養親族</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 結婚している別居のお子さま</li> <li>○ 扶養していない別居の父母</li> <li>○ 就職している別居のお子さま</li> </ul> など

集団扱の場合		
	ご加入条件 (対象となる方)	 集団扱の対象と ならない方の例
ご契約者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集団の所属員(次の a. ～ c. のいずれか)</li> <li>a. 集団の構成員（法人・個人を問いません）</li> <li>b. 集団に勤務する方（役員・従業員など）</li> <li>c. 集団の構成員の事業所に勤務する方（役員・従業員など）</li> <li>○ 集団自身</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記の集団扱の対象となる方のご家族</li> <li>○ 集団の構成員でない方（取引業者など）</li> </ul> など
被保険者 (補償の対象となる方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご契約者</li> <li>○ ご契約者の配偶者</li> <li>○ ご契約者または配偶者の同居の親族</li> <li>○ ご契約者または配偶者の別居の扶養親族</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 結婚している別居のお子さま</li> <li>○ 扶養していない別居の父母</li> <li>○ 就職している別居のお子さま</li> </ul> など

なお、保険期間（ご契約期間）の途中で上記の条件を満たさなくなった場合は、残りの保険料を一括して払い込みいただくことやご契約を解約して改めてご契約いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

# 特 約



# 団体扱保険料分割払特約（一般A）

## <用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

	用語	ご説明
し	集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約をいいます。
	集金者	当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による集金契約を締結した者をいいます。
	集金不能日	集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
た	団体	ご契約者が勤務し、給与の支払を受けている会社、公社、公団等の企業体（注）をいいます。 （注）法人・個人の別を問いません。
ね	年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
ふ	分割保険料	年額保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。

## 第1条【この特約の適用条件】

この特約は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① **ご契約者**が**団体**に勤務し、毎月その**団体**から給与の支払を受けていること。
- ② 次のア. またはイ. の**集金契約**が締結されていること。  
ア. **団体**（注1）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による**集金契約**  
イ. **団体**に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織（注2）（注3）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による**集金契約**
- ③ **ご契約者**が、**集金者**に次のア. またはイ. のことを委託し、**集金者**がそれを承諾していること。  
ア. **集金者**が**団体**である場合  
**ご契約者**の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に払い込むこと。  
イ. **集金者**が職域労働組合等である場合  
**団体**によって控除された保険料を**団体**から受領して、これを当会社の指定する場所に払い込むこと。  
（注1）労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条（賃金の支払い）第1項に定める「賃金の一部控除に関する書面による協定」またはその他の法令に基づき、**ご契約者**の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる**団体**に限ります。  
（注2）この条において「職域労働組合等」といいます。  
（注3）上記ア. に定める**団体**によって控除された保険料を受領することができる職域労働組合等に限ります。

## 第2条【保険料の分割払】

当会社は、この特約により、**ご契約者**が**年額保険料**を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

## 第3条【分割保険料の払込み】

**ご契約者**は、次表に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

区分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または <b>集金契約</b> に定めるところにより、 <b>集金者</b> を経て払い込むこと。
② 第2回目以降の <b>分割保険料</b>	<b>集金契約</b> に定めるところにより、 <b>集金者</b> を経て払い込むこと。

## 第4条【保険料を領収する前の事故】

保険期間が始まった後でも、当会社は、第3条【分割保険料の払込み】①の第1回分割保険料を領収する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。

ただし、第1回分割保険料が**集金契約**に定めるところにより、**集金者**を経て払い込まれる場合は、この規定を適用しません。

#### 第5条【追加保険料の払込み】

- (1) 当社が第12条【保険料の返還または追加保険料の請求】の規定による追加保険料を請求した場合には、**ご契約者**は、**集金者**を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) **ご契約者**が本条(1)の追加保険料を払い込まなかった場合(注)には、当社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、この**特約**が付帯された**普通保険約款**にこれと異なる規定がある場合は、この規定を適用しません。
- (注) 当社が、**ご契約者**に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りま。

#### 第6条【保険金のお支払いおよび未払込分割保険料の払込み】

**年額保険料**の払込みを完了する前に、この**特約**が付帯された**普通保険約款**の規定により、保険金のお支払いによって保険契約が終了する場合には、**ご契約者**は、保険金のお支払いを受ける以前に未払込分割保険料(注)の全額を**集金者**を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

(注) この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた**分割保険料**の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。

#### 第7条【保険料領収証の発行】

当社は、**集金者**を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を**集金者**に対して発行し、**ご契約者**に対してはこれを発行しません。

#### 第8条【特約の失効または解除】

- (1) この**特約**は、次の①から④のいずれかに該当する事実が発生した場合には、**集金不能日**から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① **集金契約**が**解除**された場合
  - ② **ご契約者**が**団体**から毎月給与の支払を受けなくなった場合
  - ③ **ご契約者**がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
  - ④ 上記①から③の場合のほか、この保険契約について**集金契約**に基づく**集金者**による保険料の集金が行われなくなった場合
- (2) 当社は、同一の**団体**におけるすべての「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約の対象となる**ご契約者**の人数(注)が10名未満である場合には、この**特約**を**解除**することができます。
- (注) 同一の**ご契約者**が複数の団体扱保険料分割払に係る**特約**付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) 本条(1)の①の事実が発生した場合または本条(2)の規定により当社がこの**特約**を**解除**した場合は、当社は、遅滞なく、**ご契約者**に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。

#### 第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】

第8条【特約の失効または解除】(1)の規定によりこの**特約**が効力を失った場合または第8条(2)の規定によりこの**特約**が**解除**された場合は、**ご契約者**は次表の期間内に未払込分割保険料の全額を**集金者**を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

区分	期間
① この <b>特約</b> が効力を失った場合	<b>集金不能日</b> から1か月以内
② この <b>特約</b> が <b>解除</b> された場合	解除日から1か月以内

#### 第10条【未払込分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い】

当社は、第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、**集金不能日**またはこの**特約**の解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。

## 第11条【保険契約の解除－未払込分割保険料の払込みがない場合】

- (1) 当社は、第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、**ご契約者**に対する書面による通知をもって、この保険契約を**解除**することができます。
- (2) 本条(1)に規定する**解除**は**集金不能日**またはこの**特約**の解除日から将来に向かってのみその効力が発生します。

## 第12条【保険料の返還または追加保険料の請求】

この**特約**が付帯された**普通保険約款**の規定により保険料を返還または追加保険料を請求すべき事由が発生した場合には、当社は、この**特約**が付帯された**普通保険約款**の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

# 団体扱保険料分割払特約（一般B）

## <用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

	用語	ご説明
し	<b>集金契約</b>	「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約をいいます。
	<b>集金者</b>	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
	<b>集金不能日</b>	集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
た	<b>団体</b>	ご契約者が勤務し、給与の支払を受けている会社、公社、公団等の企業体（注）をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。
ね	<b>年額保険料</b>	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
ふ	<b>分割保険料</b>	年額保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。

## 第1条【この特約の適用条件】

この**特約**は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① **ご契約者**が**団体**に勤務し、毎月その**団体**から給与の支払を受けていること。
- ② 次のア、またはイ、の者と当社との間に**集金契約**が締結されていること。  
ア、**団体**  
イ、**団体**に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
- ③ **ご契約者**が、**集金者**に次のア、およびイ、のことを委託し、**集金者**がそれを承諾していること。  
ア、**ご契約者**がこの保険契約締結の時に勤務している事業所（注）において、給与支払日に**ご契約者**またはその代理人から直接保険料を集金すること。  
イ、上記ア、により集金した保険料を当社の指定する場所に払い込むこと。  
（注）以下この**特約**において「勤務先事業所」といいます。

## 第2条【保険料の分割払】

当社は、この**特約**により、**ご契約者**が**年額保険料**を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

## 第3条【分割保険料の払込み】

**ご契約者**は、次表に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。



区分	払込方法
① 第1回分割保険料	<p>保険契約締結と同時に直接当社に払い込むこと。ただし、次のア、およびイ。の条件をいずれも満たす場合には、<b>集金契約</b>に定めるところにより、<b>集金者</b>を経て払い込むことができます。</p> <p>ア。保険証券に記載された保険の対象について、<b>ご契約者</b>が勤務先事業所において当社と団体扱保険料分割払に係る<b>特約</b>を付した保険契約を締結していた場合</p> <p>イ。上記ア。の保険契約の保険期間の末日（注）がこの<b>特約</b>に基づく保険契約の保険期間の初日であること。</p>
② 第2回目以降の <b>分割保険料</b>	<b>集金契約</b> に定めるところにより、 <b>集金者</b> を経て払い込むこと。

（注）その保険契約が保険期間の途中で**解除**または**解約**された場合には、その解除日または解約日とします。

#### 第4条【保険料を領取する前の事故】

保険期間が始まった後でも、当社は、第3条【分割保険料の払込み】①の第1回分割保険料を領取する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、第1回分割保険料が**集金契約**に定めるところにより、**集金者**を経て払い込まれる場合には、この規定を適用しません。

#### 第5条【追加保険料の払込み】

（1）当社が、第12条【保険料の返還または追加保険料の請求】の規定による追加保険料を請求した場合には、**ご契約者**は、**集金者**を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。

（2）**ご契約者**が本条（1）の追加保険料を払い込まなかった場合（注）には当社は、追加保険料の全額を領取する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、この**特約**が付帯された**普通保険約款**にこれと異なる規定がある場合は、この規定を適用しません。

（注）当社が、**ご契約者**に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りま。

#### 第6条【保険金のお支払いおよび未払込分割保険料の払込み】

**年額保険料**の払込みを完了する前に、この**特約**が付帯された**普通保険約款**の規定により、保険金のお支払いによって保険契約が終了する場合には、**ご契約者**は、保険金のお支払いを受ける以前に未払込分割保険料（注）の全額を**集金者**を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

（注）この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた**分割保険料**の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。

#### 第7条【保険料領取証の発行】

当社は、**集金者**を経て払い込まれた保険料については、領取した保険料の合計額に対する保険料領取証を**集金者**に対して発行し、**ご契約者**に対してはこれを発行しません。

#### 第8条【特約の失効または解除】

（1）この**特約**は、次の①から④のいずれかに該当する事実が発生した場合には、**集金不能日**から将来に向かってのみその効力を失います。

① **集金契約**が**解除**された場合

② **ご契約者**が勤務先事業所において**団体**から毎月給与の支払を受けなくなった場合

③ **ご契約者**またはその代理人が保険料を勤務先事業所において、給与支払日に直接**集金者**に払い込まなかった場合

④ 上記①から③の場合のほか、この保険契約について**集金契約**に基づく**集金者**による保険料の集金が行われなかった場合

（2）当社は、同一の**団体**におけるすべての「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約の対象となる**ご契約者**の人数（注）が10名未満である場合には、この**特約**を**解除**することができます。

（注）同一の**ご契約者**が複数の団体扱保険料分割払に係る**特約**付保険契約を締結している場合は1名と数えます。

- (3) 本条(1)の①の事実が発生した場合または本条(2)規定により当社がこの**特約**を**解除**した場合は、当社は遅滞なく、**ご契約者**に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。

#### 第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】

第8条【特約の失効または解除】(1)の規定によりこの**特約**が効力を失った場合または第8条(2)の規定によりこの**特約**が**解除**された場合は、**ご契約者**は次表の期間内に未払込分割保険料の全額を**集金者**を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

区 分	期 間
① この <b>特約</b> が効力を失った場合	<b>集金不能日</b> から1か月以内
② この <b>特約</b> が <b>解除</b> された場合	解除日から1か月以内

#### 第10条【未払込分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い】

当社は、第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、**集金不能日**またはこの**特約**の解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。

#### 第11条【保険契約の解除－未払込分割保険料の払込みがない場合】

- (1) 当社は、第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、**ご契約者**に対する書面による通知をもって、この保険契約を**解除**することができます。
- (2) 本条(1)に規定する**解除**は、**集金不能日**またはこの**特約**の解除日から将来に向かってのみその効力が発生します。

#### 第12条【保険料の返還または追加保険料の請求】

この**特約**が付帯された**普通保険約款**の規定により保険料を返還または追加保険料を請求すべき事由が発生した場合には、当社は、この**特約**が付帯された**普通保険約款**の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

## 団体扱保険料分割払特約（口座振替方式）

### <用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

	用 語	ご説明
し	<b>集金契約</b>	「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約をいいます。
	<b>集金者</b>	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
た	<b>団体</b>	ご契約者が勤務し、給与の支払を受けている官公署や会社等（注）をいいます。 （注）法人・個人の別を問いません。
ね	<b>年額保険料</b>	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
ふ	<b>分割保険料</b>	年額保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。

#### 第1条【この特約の適用条件】

この**特約**は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① **ご契約者**が**団体**に勤務し、給与の支払を受けていること。
- ② 次のア. からウ. のいずれかの者と当社との間に**集金契約**が締結されていること。
  - ア. **団体**
  - イ. **団体**に勤務する者によって構成されている労働組合（注1）
  - ウ. **団体**に勤務する者の福利厚生を目的の一つとして設立された共済組織
- ③ **ご契約者**が、**集金者**に次のア. およびイ. のことを委託し、**集金者**がそれを承諾していること。
  - ア. **ご契約者**が指定する預金口座（注2）から、預金口座振替の方法により、保険料を**集金契約**

- に定める期日（注3）から1か月以内の集金日に集金すること。
- イ. 上記ア. により集金した保険料を当会社の指定する場所に払い込むこと。
- （注1）職員団体を含みます。
- （注2）以下この**特約**において「指定口座」といいます。
- （注3）以下この**特約**において「所定期日」といいます。

## 第2条【保険料の分割払】

当会社は、この**特約**により、**ご契約者**が**年額保険料**を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

## 第3条【分割保険料の払込み】

**ご契約者**は、次表に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

区分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または <b>集金契約</b> に定めるところにより、 <b>集金者</b> を経て払い込むこと。
② 第2回目以降の <b>分割保険料</b>	<b>集金契約</b> に定めるところにより、 <b>集金者</b> を経て払い込むこと。

## 第4条【保険料を領収する前の事故】

保険期間が始まった後でも、当会社は、第3条【分割保険料の払込み】①の第1回分割保険料を領収する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、第1回分割保険料が**集金契約**に定めるところにより、**集金者**を経て払い込まれる場合には、この規定を適用しません。

## 第5条【追加保険料の払込み】

- (1) 当会社が第12条【保険料の返還または追加保険料の請求】の規定による追加保険料を請求した場合には、**ご契約者**は、**集金者**を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) **ご契約者**が本条(1)の追加保険料を払い込まなかった場合（注）には、当会社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、この**特約**が付帯された**普通保険約款**にこれと異なる規定がある場合は、この規定を適用しません。
- （注）当会社が、**ご契約者**に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

## 第6条【保険金のお支払いおよび未払込分割保険料の払込み】

**年額保険料**の払込みを完了する前に、この**特約**が付帯された**普通保険約款**の規定により、保険金のお支払いによって保険契約が終了する場合には、**ご契約者**は、保険金のお支払いを受ける以前に未払込分割保険料（注）の全額を**集金者**を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

（注）この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた**分割保険料**の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。

## 第7条【保険料領収証の発行】

当会社は、**集金者**を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を**集金者**に対して発行し、**ご契約者**に対してはこれを発行しません。

## 第8条【特約の失効または解除】

- (1) この**特約**は、次表の①から④のいずれかに該当する事実が発生した場合には、同表に定める集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。
- ただし、②については、**集金者**が**ご契約者**に代わって集金不能日等から1か月以内に保険料を当会社に払い込んだ場合は、この規定を適用しません。

発生した事実	集金不能日等
① <b>集金契約</b> が <b>解除</b> されたこと。	左記の事実が発生したことにより <b>集金者</b> による保険料の集金が不能となった最初の所定期日

② <b>ご契約者</b> または <b>集金者</b> の責めに帰すべき事由により、保険料が所定期日から1か月以内の集金日に指定口座から預金口座振替の方法によって集金されなかったこと。	左記の事実が発生した日
③ <b>ご契約者</b> が退職により <b>団体</b> から給与の支払を受けなくなったこと。	
④ 当社が <b>集金者</b> からこの保険契約について <b>集金契約</b> に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。	

- (2) 当社は、同一の**団体**におけるすべての「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約の対象となる**ご契約者**の人数(注)が10名未満である場合には、この**特約**を**解除**することができます。
- (注) 同一の**ご契約者**が複数の団体扱保険料分割払に係る**特約**付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) 本条(1)の①もしくは④の事実が発生した場合または本条(2)の規定により当社がこの**特約**を**解除**した場合は、当社は、遅滞なく、**ご契約者**に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。

#### 第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】

第8条【特約の失効または解除】(1)の規定によりこの**特約**が効力を失った場合または第8条(2)の規定によりこの**特約**が**解除**された場合は、**ご契約者**は次表の期間内までに未払込分割保険料の全額を**集金者**を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

ただし、**ご契約者**が、定年等の理由により**団体**を退職する場合において、団体扱保険料分割払特約(退職者)を付帯した保険契約を締結するためにこの保険契約を**解約**するときは、この規定を適用しません。

区 分	期 間
① この <b>特約</b> が効力を失った場合	集金不能日等から1か月以内
② この <b>特約</b> が <b>解除</b> された場合	解除日から1か月以内

#### 第10条【未払込分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い】

当社は、第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等またはこの**特約**の解除日から未払込分割保険料の全額を領取するまでの間に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。

#### 第11条【保険契約の解除—未払込分割保険料の払込みがない場合】

- (1) 当社は、第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、**ご契約者**に対する書面による通知をもって、この保険契約を**解除**することができます。
- (2) 本条(1)に規定する**解除**は集金不能日等またはこの**特約**の解除日から将来に向かってのみその効力が発生します。

#### 第12条【保険料の返還または追加保険料の請求】

この**特約**が付帯された**普通保険約款**の規定により保険料を返還または追加保険料の請求すべき事由が発生した場合には、当社は、この**特約**が付帯された**普通保険約款**の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

## 団体扱保険料分割払特約（一般C）

### <用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

	用語	ご説明
し	<b>集金契約</b> <b>集金者</b>	「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約をいいます。 当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
た	<b>団体</b>	ご契約者が勤務し、給与の支払を受けている会社、公社、公団等の企業体（注）をいいます。 （注）法人・個人の別を問いません。
ね	<b>年額保険料</b>	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
ふ	<b>分割保険料</b>	年額保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。

### 第1条【この特約の適用条件】

この特約は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① **ご契約者**が**団体**に勤務し、毎月その**団体**から給与の支払を受けていること。
- ② 次のア、またはイ、の者と当会社との間に**集金契約**が締結されていること。  
ア、**団体**  
イ、**団体**に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
- ③ **ご契約者**が、**集金者**に次のア、およびイ、のことを委託し、**集金者**がそれを承諾していること。  
ア、**ご契約者**が指定する預金口座（注1）から、預金口座振替の方法により、保険料を**集金契約**に定める期日（注2）から1か月以内の集金日に集金すること。  
イ、上記ア、により集金した保険料を当会社の指定する場所に払い込むこと。  
（注1）以下この特約において「指定口座」といいます。  
（注2）以下この特約において「所定期日」といいます。

### 第2条【保険料の分割払】

当会社は、この特約により、**ご契約者**が**年額保険料**を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

### 第3条【分割保険料の払込み】

**ご契約者**は、次表に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

区分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または <b>集金契約</b> に定めるところにより、 <b>集金者</b> を経て払い込むこと。
② 第2回目以降の <b>分割保険料</b>	<b>集金契約</b> に定めるところにより、 <b>集金者</b> を経て払い込むこと。

### 第4条【保険料を領収する前の事故】

保険期間が始まった後でも、当会社は、第3条【分割保険料の払込み】①の第1回分割保険料を領収する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、第1回分割保険料が**集金契約**に定めるところにより、**集金者**を経て払い込まれる場合には、この規定を適用しません。

### 第5条【追加保険料の払込み】

- (1) 当会社が第12条【保険料の返還または追加保険料の請求】の規定による追加保険料を請求した場合には、**ご契約者**は、**集金者**を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) **ご契約者**が本条（1）の追加保険料を払い込まなかった場合（注）には、当会社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、この特約が付帯された**普通保険約款**にこれと異なる規定がある場合には、この規定を適用しません。  
（注）当会社が、**ご契約者**に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがな



かった場合に限りです。

## 第6条【保険金のお支払いおよび未払込分割保険料の払込み】

年額保険料の払込みを完了する前に、この**特約**が付帯された**普通保険約款**の規定により、保険金のお支払いによって保険契約が終了する場合には、**ご契約者**は、保険金のお支払いを受ける以前に未払込分割保険料（注）の全額を**集金者**を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

（注）この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた**分割保険料**の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。

## 第7条【保険料領収証の発行】

当社は、**集金者**を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を**集金者**に対して発行し、**ご契約者**に対してはこれを発行しません。

## 第8条【特約の失効または解除】

（1）この**特約**は、次表の①から④のいずれかに該当する事実が発生した場合には、同表に定める集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。

ただし、②については、**集金者**が**ご契約者**に代わって集金不能日等から1か月以内に保険料を当会社に払い込んだ場合には、この規定を適用しません。

発生した事実	集金不能日等
① <b>集金契約</b> が <b>解除</b> されたこと。	左記の事実が発生したことにより <b>集金者</b> による保険料の集金が不能となった最初の所定期日
② <b>ご契約者</b> または <b>集金者</b> の責めに帰すべき事由により、保険料が所定期日から1か月以内の集金日に指定口座から預金口座振替の方法によって集金されなかったこと。	左記の事実が発生した日
③ <b>ご契約者</b> が <b>団体</b> から給与の支払を受けなくなったこと。	
④ 当社が <b>集金者</b> からこの保険契約について <b>集金契約</b> に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。	

（2）当社は、同一の**団体**におけるすべての「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約の対象となる**ご契約者**の人数（注）が10名未満である場合には、この**特約**を**解除**することができます。

（注）同一の**ご契約者**が複数の団体扱保険料分割払に係る**特約**付保険契約を締結している場合は1名と数えます。

（3）本条（1）の①もしくは④の事実が発生した場合または本条（2）の規定により当社がこの**特約**を**解除**した場合は、当社は、遅滞なく、**ご契約者**に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。

## 第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】

第8条【特約の失効または解除】（1）の規定によりこの**特約**が効力を失った場合または第8条（2）の規定によりこの**特約**が**解除**された場合は、**ご契約者**は次表の期間内までに未払込分割保険料の全額を**集金者**を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

ただし、**ご契約者**が、定年等の理由により**団体**を退職する場合において、団体扱保険料分割払特約（退職者）を付帯した保険契約を締結するためにこの保険契約を、当会社の定めるところにより**解約**する場合は、この規定を適用しません。

区分	期間
① この <b>特約</b> が効力を失った場合	集金不能日等から1か月以内
② この <b>特約</b> が <b>解除</b> された場合	解除日から1か月以内

## 第10条【未払込分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い】

当社は、第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等またはこの**特約**の解除日から

未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故については、保険金をお支払いしません。

#### 第11条【保険契約の解除—未払込分割保険料の払込みがない場合】

- (1) 当社は、第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、**ご契約者**に対する書面による通知をもって、この保険契約を**解除**することができます。
- (2) 本条(1)に規定する**解除**は集金不能日等またはこの**特約**の解除日から将来に向かってのみその効力が発生します。

#### 第12条【保険料の返還または追加保険料の請求】

この**特約**が付帯された**普通保険約款**の規定により保険料を返還または追加保険料の請求すべき事由が発生した場合には、当社は、この**特約**が付帯された**普通保険約款**の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

## 団体扱保険料分割払特約

### <用語のご説明—定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

	用語	ご説明
し	<b>集金契約</b>	「保険料集金に関する契約」をいいます。
	<b>集金不能日</b>	保険料の集金が不能となった最初の給与支給日をいいます。
た	<b>団体</b>	ご契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体をいいます。
ね	<b>年額保険料</b>	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
ふ	<b>分割保険料</b>	年額保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。

#### 第1条【この特約の適用条件】

この**特約**は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① **団体**と当社との間に、**集金契約**が締結されていること。
- ② **ご契約者**が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いてこれを当社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを**団体**に委託し、**団体**がそれを承諾していること。

#### 第2条【保険料の分割払】

当社は、この**特約**により、**ご契約者**が**年額保険料**を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

#### 第3条【分割保険料の払込み】

**ご契約者**は、次表に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

区分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または <b>集金契約</b> に定めるところにより、 <b>団体</b> を経て払い込むこと。
② 第2回目以降の <b>分割保険料</b>	<b>集金契約</b> に定めるところにより、 <b>団体</b> を経て払い込むこと。

#### 第4条【保険料を領収する前の事故】

保険期間が始まった後でも、当社は、第3条【分割保険料の払込み】①の第1回分割保険料を領収する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、第1回分割保険料が**集金契約**に定めるところにより、**団体**を経て払い込まれる場合には、この規定を適用しません。

#### 第5条【追加保険料の払込み】

- (1) 当社が第12条【保険料の返還または追加保険料の請求】の規定による追加保険料を請求した場合には、**ご契約者**は、**団体**を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなり

ません。

- (2) **ご契約者**が本条(1)の追加保険料を払い込まなかった場合(注)には、当社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、この**特約**が付帯された**普通保険約款**にこれと異なる規定がある場合は、この規定を適用しません。

(注)当社が、**ご契約者**に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

#### 第6条【保険金のお支払いおよび未払込分割保険料の払込み】

**年額保険料**の払込みを完了する前に、この**特約**が付帯された**普通保険約款**の規定により、保険金のお支払いによって保険契約が終了する場合には、**ご契約者**は、保険金のお支払いを受ける以前に未払込分割保険料(注)の全額を**団体**を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

(注)この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた**分割保険料**の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。

#### 第7条【保険料領収証の発行】

当社は、**団体**を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を**団体**に対して発行し、**ご契約者**に対してはこれを発行しません。

#### 第8条【特約の失効または解除】

- (1) この**特約**は、次の①から③のいずれかに該当する事実が発生した場合には、**集金不能日**から将来に向かってのみその効力を失います。

① **集金契約**が**解除**された場合

② **ご契約者**が**団体**から毎月給与の支払を受けなくなったとき、その他この保険契約について**団体**による保険料の集金が行なわれなくなった場合

③ **ご契約者**が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合

- (2) 当社は、同一の**団体**におけるすべての「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約の対象となる**ご契約者**の人数(注)が10名未満である場合には、この**特約**を**解除**することができます。

(注)同一の**ご契約者**が複数の団体扱保険料分割払に係る**特約**付保険契約を締結している場合は1名と数えます。

- (3) 本条(1)の①の事実が発生した場合または本条(2)の規定により当社がこの**特約**を**解除**した場合は、当社は、遅滞なく、**ご契約者**に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。

#### 第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】

第8条【特約の失効または解除】(1)の規定によりこの**特約**が効力を失った場合または第8条(2)の規定によりこの**特約**が**解除**された場合には、**ご契約者**は次表の期間内に未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

区 分	期 間
① この <b>特約</b> が効力を失った場合	<b>集金不能日</b> から1か月以内
② この <b>特約</b> が <b>解除</b> された場合	解除日から1か月以内

#### 第10条【未払込分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い】

当社は、第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、**集金不能日**またはこの**特約**の解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。

#### 第11条【保険契約の解除－未払込分割保険料の払込みがない場合】

- (1) 当社は、第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、**ご契約者**に対する書面による通知をもって、この保険契約を**解除**することができます。

- (2) 本条(1)に規定する**解除**は**集金不能日**またはこの**特約**の解除日から将来に向かってのみその効力が発生します。



## 第12条【保険料の返還または追加保険料の請求】

この**特約**が付帯された**普通保険約款**の規定により保険料を返還または追加保険料を請求すべき事由が発生した場合には、当社は、この**特約**が付帯された**普通保険約款**の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

## 団体扱保険料分割払特約（退職者）

### <用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

	用語	ご説明
し	<b>集金契約</b> <b>集金者</b>	「保険料集金に関する契約書（退職者）」による保険料集金契約をいいます。 当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
た	<b>団体</b> <b>団体扱特約</b>	団体扱特約に規定する団体をいいます。 この保険契約に適用されている次の①から⑥のいずれかの特約をいいます。 ① 団体扱保険料分割払特約（一般A） ② 団体扱保険料分割払特約（一般B） ③ 団体扱保険料分割払特約（一般C） ④ 団体扱保険料分割払特約 ⑤ 団体扱保険料分割払特約（口座振替方式） ⑥ 他の保険会社における上記①から⑤と同種の特約
ね	<b>年額保険料</b>	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
ふ	<b>分割保険料</b>	年額保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。

## 第1条【この特約の適用条件】

この**特約**は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① **ご契約者**が**団体**を定年等の理由により退職した者であること。
- ② 次のア. またはイ. の者と当社との間に**集金契約**が締結されていること。  
ア. **ご契約者**が退職した**団体**  
イ. **団体**を退職した者の福利厚生制度をもつ労働組合（注1）または共済組織
- ③ **ご契約者**が、**集金者**に次のア. およびイ. のことを委託し、**集金者**がそれを承諾していること。  
ア. **ご契約者**が指定する預金口座（注2）から、預金口座振替の方法により、保険料を**集金契約**に定める期日（注3）から1か月以内の集金日に集金すること。  
イ. 上記ア. により集金した保険料を当社の指定する場所に払い込むこと。  
（注1）職員団体を含みます。  
（注2）以下この**特約**において「指定口座」といいます。  
（注3）以下この**特約**において「所定期日」といいます。

## 第2条【保険料の分割払】

当社は、この**特約**により、**ご契約者**が**年額保険料**を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

## 第3条【分割保険料の払込み】

**ご契約者**は、次表に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

区分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または <b>集金契約</b> に定めるところにより、 <b>集金者</b> を経て払い込むこと。
② 第2回目以降の <b>分割保険料</b>	<b>集金契約</b> に定めるところにより、 <b>集金者</b> を経て払い込むこと。

#### 第4条【保険料を領収する前の事故】

保険期間が始まった後でも、当社は、第3条【分割保険料の払込み】①の第1回分割保険料を領収する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、第1回分割保険料が**集金契約**に定めるところにより、**集金者**を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

#### 第5条【追加保険料の払込み】

- (1) 当社が第12条【保険料の返還または追加保険料の請求】の規定による追加保険料を請求した場合には、**ご契約者**は、**集金者**を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) **ご契約者**が本条(1)の追加保険料を払い込まなかった場合(注)には、当社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、この**特約**が付帯された**普通保険約款**にこれと異なる規定がある場合は、この規定を適用しません。
- (注) 当社が、**ご契約者**に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

#### 第6条【保険金のお支払いおよび未払込分割保険料の払込み】

**年額保険料**の払込みを完了する前に、この**特約**が付帯された**普通保険約款**の規定により、保険金のお支払いによって保険契約が終了する場合には、**ご契約者**は、保険金のお支払いを受ける以前に未払込分割保険料(注)の全額を**集金者**を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

(注) この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた**分割保険料**の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。

#### 第7条【保険料領収証の発行】

当社は、**集金者**を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を**集金者**に対して発行し、**ご契約者**に対してはこれを発行しません。

#### 第8条【特約の失効または解除】

- (1) この**特約**は、次表の①から③のいずれかに該当する事実が発生した場合には、同表に定める集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。
- ただし、②については、**集金者**が**ご契約者**に代わって集金不能日等から1か月以内に保険料を当社に払い込んだ場合には、この規定を適用しません。

発生した事実	集金不能日等
① <b>集金契約</b> が解除されたこと。	左記の事実が発生したことにより <b>集金者</b> による保険料の集金が不能となった最初の所定期日
② <b>ご契約者</b> または <b>集金者</b> の責めに帰すべき事由により、保険料が所定期日から1か月以内の集金日に指定口座から預金口座振替の方法によって集金されなかったこと。	左記の事実が発生した日
③ 当社が <b>集金者</b> からこの保険契約について <b>集金契約</b> に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。	

- (2) 当社は、同一の**団体**におけるすべての「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約の対象となる**ご契約者**の人数(注)が10名未満である場合には、この**特約**を**解除**することができます。
- (注) 同一の**ご契約者**が複数の団体扱保険料分割払に係る**特約**付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) 本条(1)の①もしくは③の事実が発生した場合または本条(2)の規定により当社がこの**特約**を**解除**した場合は、当社は、遅滞なく、**ご契約者**に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。

#### 第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】

第8条【特約の失効または解除】(1)の規定によりこの**特約**が効力を失った場合または第8条(2)

の規定によりこの**特約**が**解除**された場合は、**ご契約者**は次表の期間内に未払込分割保険料の全額を**集金者**を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区 分	期 間
① この <b>特約</b> が効力を失った場合	集金不能日等から 1 か月以内
② この <b>特約</b> が <b>解除</b> された場合	解除日から 1 か月以内

#### 第 10 条【未払込分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い】

当社は、第 9 条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等またはこの**特約**の解除日から未払込分割保険料の全額を領取するまでの間に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。

#### 第 11 条【保険契約の解除－未払込分割保険料の払込みがない場合】

- (1) 当社は、第 9 条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、**ご契約者**に対する書面による通知をもって、この保険契約を**解除**することができます。
- (2) 本条(1)に規定する**解除**は集金不能日等またはこの**特約**の解除日から将来に向かってのみその効力が発生します。

#### 第 12 条【保険料の返還または追加保険料の請求】

この**特約**が付帯された**普通保険約款**の規定により保険料を返還または追加保険料の請求すべき事由が発生した場合には、当社は、この**特約**が付帯された**普通保険約款**の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

#### 第 13 条【この特約の中途付帯に関する特則】

- (1) **団体扱特約**を付帯した保険契約を締結している**ご契約者**が、定年等の理由により**団体**を退職し、**団体扱特約**が失効する場合で、第 1 条【この特約の適用条件】①から③に定める条件をいずれも満たしているときは、当社の定めるところにより、この**特約**を保険期間の途中で付帯することができます。
- (2) 本条(1)により、この**特約**を保険期間の途中で付帯した場合には、**団体扱特約**第 9 条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】の規定にかかわらず、未払込分割保険料を**集金契約**に定めるところにより、**集金者**を経て払い込むことができます。
- (3) 本条(1)および(2)に該当する場合において、**団体扱特約**第 10 条【未払込分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い】および第 11 条【保険契約の解除－未払込分割保険料の払込みがない場合】の規定は適用しません。

## 集団扱保険料分割払特約

#### <用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(50 音順)

	用 語	ご説明
し	<b>集金契約</b>	「保険料集金に関する契約書(集団扱)」による保険料集金契約をいいます。
ね	<b>年額保険料</b>	この保険契約に定められた 1 か年分保険料をいいます。
ふ	<b>分割保険料</b>	年額保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。

#### 第 1 条【この特約の適用条件】

この**特約**は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① **ご契約者**が、次のア、またはイ、であること。  
 ア. 当社との間に**集金契約**を締結した者(注 1)に所属する者(注 2)  
 イ. 集団
- ② **ご契約者**が、集団に次のア、およびイ、のことを委託し、集団がそれを承諾していること。  
 ア. **ご契約者**から、保険料を**集金契約**に定める期日(注 3)から 1 か月以内の集金日に集金する

こと。

イ. 上記ア. により集金した保険料を当会社の指定する場所に払い込むこと。

(注1) 以下この**特約**において「**集団**」といいます。

(注2) 法人・個人の別を問いません。以下この**特約**において「**構成員**」といいます。

(注3) 以下この**特約**において「**所定期日**」といいます。

## 第2条【保険料の分割払】

当会社は、この**特約**により、**ご契約者**が**年額保険料**を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

## 第3条【分割保険料の払込み】

**ご契約者**は次表に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

区分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または <b>集金契約</b> に定めるところにより、 <b>集団</b> を経て払い込むこと。
② 第2回目以降の <b>分割保険料</b>	<b>集金契約</b> に定めるところにより、 <b>集団</b> を経て払い込むこと。

## 第4条【保険料を領収する前の事故】

保険期間が始まった後であっても、当会社は、第3条【分割保険料の払込み】①の第1回分割保険料を領収する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、第1回分割保険料が**集金契約**に定めるところにより、**集団**を経て払い込まれる場合には、この規定を適用しません。

## 第5条【追加保険料の払込み】

(1) 当会社が第12条【保険料の返還または追加保険料の請求】の規定による追加保険料を請求した場合には、**ご契約者**は、**集団**を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) **ご契約者**が本条(1)の追加保険料を払い込まなかった場合(注)には、当会社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、この**特約**が付帯された**普通保険約款**にこれと異なる規定がある場合は、この規定を適用しません。

(注) 当会社が、**ご契約者**に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

## 第6条【保険金のお支払いおよび未払込分割保険料の払込み】

**年額保険料**の払込みを完了する前に、**普通保険約款**の規定により、保険金のお支払いによって保険契約が終了する場合には、**ご契約者**は、保険金のお支払いを受ける以前に未払込分割保険料(注)の全額を**集団**を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(注) この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた**分割保険料**の総額を差し引いた額をいいます。以下この**特約**において同様とします。

## 第7条【保険料領収証の発行】

当会社は、**集団**を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を**集団**に対して発行し、**ご契約者**に対してはこれを発行しません。

## 第8条【特約の失効または解除】

(1) この**特約**は、次表の①から④のいずれかに該当する事実が発生した場合には、同表に定める集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については**集団**が**ご契約者**に代わって集金不能日等から1か月以内に保険料を当会社に払い込んだ場合には、この規定を適用しません。

発生した事実	集金不能日等
① <b>集金契約</b> が <b>解除</b> されたこと。	左記の事実が発生したことにより <b>集団</b> による保険料の集金が不能となった最初の <b>所定期日</b>

② <b>ご契約者</b> または集団の責めに帰すべき事由により、保険料が所定期日から1か月以内の集金日に集金されなかったこと。	左記の事実が発生した日
③ <b>ご契約者</b> が集団の構成員でなくなったこと。	
④ 当社が集団からこの保険契約について <b>集金契約</b> に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。	

- (2) 当社は、この保険契約に係る**集金契約**の対象となる**ご契約者**の人数(注)が10名未満である場合には、この**特約**を**解除**することができます。  
(注) **ご契約者**が法人の場合は、1法人を1名と数えます。また、同一の**ご契約者**が複数の集団扱保険料分割払特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) 本条(1)の①もしくは④の事実が発生した場合または本条(2)の規定により当社がこの**特約**を**解除**した場合は、当社は、遅滞なく、**ご契約者**に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。

#### 第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】

第8条【特約の失効または解除】(1)の規定によりこの**特約**が効力を失った場合または第8条(2)の規定によりこの**特約**が**解除**された場合には、**ご契約者**は次表の期間内に未払込分割保険料の全額を集団を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

区 分	期 間
① この <b>特約</b> が効力を失った場合	集金不能日等から1か月以内
② この <b>特約</b> が <b>解除</b> された場合	解除日から1か月以内

#### 第10条【未払込分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い】

当社は、第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等またはこの**特約**の解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。

#### 第11条【保険契約の解除－未払込分割保険料の払込みがない場合】

- (1) 当社は、第9条【特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み】に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、**ご契約者**に対する書面による通知をもって、この保険契約を**解除**することができます。
- (2) 本条(1)に規定する**解除**は集金不能日等またはこの**特約**の解除日から将来に向かってのみその効力が発生します。

#### 第12条【保険料の返還または追加保険料の請求】

**普通保険約款**の規定により保険料を返還または追加保険料を請求すべき事由が発生した場合には、当社は、**普通保険約款**の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または追加保険料を請求します。

## 団体扱の追加保険料等に関する特約

### <用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

	用 語	ご説明
し	<b>集金契約</b>	団体扱特約<用語のご説明－定義>に規定する集金契約をいいます。
	<b>集金者</b>	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。



た	<b>団体扱特約</b>	この保険契約に適用されている次の①から⑥のいずれかの特約をいいます。 ① 団体扱保険料分割払特約（一般 A） ② 団体扱保険料分割払特約（一般 B） ③ 団体扱保険料分割払特約（一般 C） ④ 団体扱保険料分割払特約 ⑤ 団体扱保険料分割払特約（口座振替方式） ⑥ 団体扱保険料分割払特約（退職者）
つ	<b>追加保険料</b>	団体扱特約第5条〔追加保険料の払込み〕（1）の規定にかかわらず、当会社が第2条〔この特約による通知等の方法〕の訂正の申出または通知に基づき請求する追加保険料をいいます。
ふ	<b>分割保険料</b>	団体扱特約<用語のご説明－定義>に規定する分割保険料をいいます。

### 第1条【この特約の適用条件】

この**特約**は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に**団体扱特約**が適用されていること。
- ② **集金者**と当会社との間に「追加保険料集金に関する覚書」（注）が締結されていること。  
（注）以下この**特約**において「覚書」といいます。

### 第2条【この特約による通知等の方法】

- (1) **ご契約者**は、この**特約**が付帯された**普通保険約款**もしくは他の**特約**（注）の規定による告知義務に関する訂正の申出または普通保険約款等の規定による保険契約条件の変更の通知を行う場合は、各々の規定に定める書面またはファクシミリ等の通信により、当会社の所定の連絡先に対して直接行わなければなりません。  
（注）以下この**特約**において「普通保険約款等」といいます。
- (2) 本条（1）のほか、**ご契約者**が、当会社に保険契約条件の変更を行う場合の通知は、書面またはファクシミリ等の通信により、当会社の所定の連絡先に対して直接行わなければなりません。なお、**ご契約者**は、この通知については、これを撤回することはできません。

### 第3条【追加保険料の払込み】

- (1) **ご契約者**は、**団体扱特約**第5条〔追加保険料の払込み〕（1）の規定にかかわらず、**追加保険料**の全額を、覚書に定めるところに従い、**集金者**を経て一時に当会社へ払い込まなければなりません。
- (2) 本条（1）の規定により**追加保険料**の全額が当会社へ払い込まれた場合は、当会社は、第2条〔この特約による通知等の方法〕の訂正の申出または通知に基づく保険契約条件の変更の効力発生時に**追加保険料**の全額を領収したものとみなします。

### 第4条【特約の失効または解除】

- (1) この**特約**は、次の①または②に該当する事実が発生した場合には、それぞれの規定に定める集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。  
ただし、②のウ、オ、もしくはカ、については**集金者**が**ご契約者**に代わって**追加保険料**を**集金契約**に定める期日（注）から1か月以内に当会社に払い込んだ場合には、この規定を適用しません。

#### ① **団体扱特約**が失効した場合

発生した事実	集金不能日等
この保険契約に適用されている <b>団体扱特約</b> が、同 <b>特約</b> 第8条〔特約の失効または解除〕（1）の規定により、失効したこと。	左記の事実が発生した日

- ② 上記①以外で、この保険契約に次表のア、からカ、のいずれかに該当する**団体扱特約**が適用されている場合。

ただし、次表のア、からカ、のいずれかの事実が発生したことにより、この**特約**が失効した場合であっても、この保険契約に適用されている**団体扱特約**は失効しません。

適用されている 団体扱特約	発生した事実	集金不能日等
ア. 団体扱保険料分割払特約（一般A）	<b>ご契約者</b> がその受け取るべき給与から <b>追加保険料</b> を控除することを拒んだこと。	左記の事実が発生したことにより <b>集金者</b> による <b>追加保険料</b> の集金が不能となった最初の給与支払日
イ. 団体扱保険料分割払特約（一般B）	<b>ご契約者</b> またはその代理人が <b>追加保険料</b> を勤務先事業所において、給与支払日に直接集金者に払い込まなかったこと。	
ウ. 団体扱保険料分割払特約	<b>ご契約者</b> が <b>追加保険料</b> を給与から差し引くことを拒んだこと。	
エ. 団体扱保険料分割払特約（一般C）	<b>ご契約者</b> または <b>集金者</b> の責めに帰すべき事由により、 <b>追加保険料</b> が所定期日から1か月以内の集金日に、 <b>ご契約者</b> が指定する預金口座から預金口座振替の方法によって集金されなかったこと。	左記の事実が発生したことにより <b>集金者</b> による <b>追加保険料</b> の集金が不能となった最初の集金日
オ. 団体扱保険料分割払特約（口座振替方式）		
カ. 団体扱保険料分割払特約（退職者）		

(注) 以下この**特約**において「所定期日」といいます。

- (2) 当社は、**団体扱特約**第8条〔特約の失効または解除〕(2)の規定により同**特約**を**解除**した場合には、この**特約**も**解除**されたものとします。

#### 第5条【団体扱特約における未払込分割保険料】

この**特約**の適用においては、**団体扱特約**に規定する未払込分割保険料には、この**特約**により**ご契約者**が払い込むべき**追加保険料**のうち未払込みのものがあれば、その額を含むものとします。

#### 第6条【特約失効後の追加保険料の払込み】

- (1) 第4条〔特約の失効または解除〕(1)の②のア. からカ. のいずれかの事実が発生したことにより、この**特約**が失効した場合は、**ご契約者**は集金不能日等から1か月以内に、**追加保険料**の全額を**集金者**を経ることなく、一時に当会社へ払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)に定める期間内に**追加保険料**の全額が払い込まれなかった場合には、当社は、**追加保険料**の全額を領収する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、普通保険約款等にこれと異なる規定がある場合は、この規定を適用しません。

#### 第7条【追加保険料払込みの特則—分割保険料の額を変更する場合】

- (1) **ご契約者**は、第3条〔追加保険料の払込み〕(1)および**団体扱特約**第5条〔追加保険料の払込み〕(1)の規定にかかわらず、**追加保険料**について、同**特約**第3条〔分割保険料の払込み〕に規定する**分割保険料**のうち当会社へ払い込まれていない**分割保険料**の額を、当会社の定めるところにより、変更することによって、**集金契約**に定めるところにより、**集金者**を経て払い込むことができます。
- (2) 本条(1)の規定により**分割保険料**の額を変更した場合には、当会社の定めるところにより、**団体扱特約**第2条〔保険料の分割払〕に規定する年額保険料の額も変更されるものとし、保険料変更時以降については、変更後の**分割保険料**および年額保険料をもって**団体扱特約**を適用します。

#### 第8条【特約の失効の特則—分割保険料の額を変更する場合】

第7条〔追加保険料払込みの特則—分割保険料の額を変更する場合〕により、**分割保険料**の額の変更を行った場合には、この**特約**は、第4条〔特約の失効または解除〕の規定にかかわらず、この保険契約に適用されている**団体扱特約**が、同**特約**第8条〔特約の失効または解除〕の規定により、失効したときに失効するものとし、同**特約**の失効した日(注)から将来に向かってのみその効力を失います。

(注) 以下この**特約**において「失効日」といいます。

#### 第9条【特約失効後の未払込分割保険料の払込み】

- (1) 第8条〔特約の失効の特則—分割保険料の額を変更する場合〕の規定によりこの**特約**が失効した場合は、**ご契約者**は、第6条〔特約失効後の追加保険料の払込み〕の規定にかかわらず、**団体扱特約**第9条〔特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み〕の規定に従って、未払込分割保険料の全額を**集金者**を経ることなく、一時に当会社へ払い込まなければなりません。

- (2) **団体扱特約**第9条に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、当会社は、未払込分割保険料の全額を領取する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、普通保険約款等にこれと異なる規定がある場合は、この規定を適用しません。

#### 第10条 [準用規定]

この**特約**に規定のない事項については、この**特約**の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

## 団体扱の追加保険料等に関する特約

#### <用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

	用語	ご説明
し	<b>集金契約</b>	「保険料集金に関する契約書（団体扱）」による保険料集金契約をいいます。
	<b>集団</b>	当会社との間で集金契約を締結した者をいいます。
	<b>団体扱特約</b>	この保険契約に適用されている「 <b>団体扱保険料分割払特約</b> 」をいいます。
つ	<b>追加保険料</b>	当会社が本特約第2条〔この特約による通知等の方法〕の訂正の申出または通知に基づき請求する追加保険料をいいます。
ふ	<b>分割保険料</b>	年額保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。

#### 第1条 [この特約の適用条件]

この**特約**は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に**団体扱特約**が適用されていること。
  - ② **集団**と当会社との間に「**団体扱保険料分割払特約**に係る追加保険料集金に関する覚書」（注）が結ばれていること。
- （注）以下この**特約**において「覚書」といいます。

#### 第2条 [この特約による通知等の方法]

- (1) **ご契約者**は、この**特約**が付帯された**普通保険約款**もしくは他の**特約**（注）の規定による告知義務に関する訂正の申出または普通保険約款等の規定による保険契約条件の変更の通知を行う場合は、各々の規定に定める書面またはファクシミリ等の通信により、当会社の所定の連絡先に対して直接行わなければなりません。
- （注）以下この**特約**において「普通保険約款等」といいます。
- (2) 本条（1）のほか、**ご契約者**が、当会社に保険契約条件の変更を行う場合の通知は、書面またはファクシミリ等の通信により、当会社の所定の連絡先に対して直接行わなければなりません。なお、**ご契約者**は、この通知については、これを撤回することはできません。

#### 第3条 [追加保険料の払込み]

- (1) **ご契約者**は、**団体扱特約**第5条〔追加保険料の払込み〕（1）の規定にかかわらず、**追加保険料**の全額を、**集金契約**および覚書に定めるところに従い、**集団**を経て一時に当会社へ払い込まなければなりません。
- (2) 本条（1）の規定により**追加保険料**の全額が当会社へ払い込まれた場合は、当会社は、第2条〔この特約による通知等の方法〕の訂正の申出または通知に基づく保険契約条件変更の効力発生時に**追加保険料**の全額を領取したものとみなします。

#### 第4条 [特約の失効または解除]

- (1) この**特約**は、次の①または②に該当する事実が発生した場合には、それぞれの規定に定める基金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。
- ただし、②については**集団**が**ご契約者**に代わって**追加保険料**を**集金契約**に定める期日（注）から1か月以内に当会社へ払い込んだ場合には、この規定を適用しません。



発生した事実	集金不能日等
① この保険契約に適用されている <b>集団扱特約</b> が、同 <b>特約</b> 第8条〔特約の失効または解除〕（1）の規定により、失効したこと。	左記の事実が発生した日
② <b>ご契約者</b> または <b>集団</b> の責めに帰すべき事由により、 <b>追加保険料</b> が所定期日から1か月以内の集金日に集金されなかったこと。	左記の事実が発生したことにより <b>集団</b> による <b>追加保険料</b> の集金が不能となった最初の集金日

（注）以下この**特約**において「所定期日」といいます。

- （2）本条（1）の②の事実が発生したことにより、この**特約**が失効した場合であっても、この保険契約に適用されている**集団扱特約**は失効しません。
- （3）当社は、**集団扱特約**第8条（2）の規定により同**特約**を**解除**した場合には、この**特約**も**解除**されたものとします。

#### 第5条【**集団扱特約**における**未払込分割保険料**】

この**特約**の適用においては、**集団扱特約**に規定する**未払込分割保険料**には、この**特約**により**ご契約者**が払い込むべき**追加保険料**のうち**未払込み**のものがあれば、その額を含むものとします。

#### 第6条【**特約失効後の追加保険料の払込み**】

- （1）第4条〔**特約の失効または解除**〕（1）の②の事実が発生したことにより、この**特約**が失効した場合には、**ご契約者**は**集金不能日**等から1か月以内に、**追加保険料**の全額を**集団**を経ることなく、一時に当会社へ払い込まなければなりません。
- （2）本条（1）に定める期間内に**追加保険料**の全額が払い込まれなかった場合には、当社は、**追加保険料**の全額を領収する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、普通保険約款等にこれと異なる規定がある場合は、この規定を適用しません。

#### 第7条【**追加保険料払込みの特則－分割保険料の額を変更する場合**】

- （1）**ご契約者**は、第3条〔**追加保険料の払込み**〕（1）および**集団扱特約**第5条〔**追加保険料の払込み**〕（1）の規定にかかわらず、**追加保険料**について、同**特約**第3条〔**分割保険料の払込み**〕に規定する**分割保険料**のうち当会社へ払い込まれていない**分割保険料**の額を、当会社の定めるところにより、変更することによって、**集金契約**に定めるところにより、**集団**を経て払い込むことができます。
- （2）本条（1）の規定により**分割保険料**の額を変更した場合には、当会社の定めるところにより、**集団扱特約**第2条〔**保険料の分割払**〕に規定する年額保険料の額も変更されるものとし、保険料変更時以降については、変更後の**分割保険料**および年額保険料をもって**集団扱特約**を適用します。

#### 第8条【**特約の失効の特則－分割保険料の額を変更する場合**】

第7条〔**追加保険料払込みの特則－分割保険料の額を変更する場合**〕により、**分割保険料**の額の変更を行った場合には、この**特約**は、第4条〔**特約の失効または解除**〕の規定にかかわらず、この保険契約に適用されている**集団扱特約**が、同**特約**第8条〔**特約の失効または解除**〕の規定により、失効したときに失効するものとし、同**特約**の失効した日から将来に向かってのみその効力を失います。

#### 第9条【**特約失効後の未払込分割保険料の払込み**】

- （1）第8条〔**特約の失効の特則－分割保険料の額を変更する場合**〕の規定によりこの**特約**が失効した場合は、**ご契約者**は、第6条〔**特約失効後の追加保険料の払込み**〕の規定にかかわらず、**集団扱特約**第9条〔**特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み**〕の規定に従って、**未払込分割保険料**の全額を**集団**を経ることなく、一時に当会社へ払い込まなければなりません。
- （2）**集団扱特約**第9条に定める期間内に**未払込分割保険料**の全額が払い込まれなかった場合には、当社は、**未払込分割保険料**の全額を領収する前に発生した事故による損害、費用または損失に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、普通保険約款等にこれと異なる規定がある場合は、この規定を適用しません。

#### 第10条【**準用規定**】

この**特約**に規定のない事項については、この**特約**の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。



